一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会
定　　款

第１章　総　　則

（名　称）
第１条　本会は、一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会（以下「本会」）と称する。

（事務所）
第２条　本会は、主たる事務所を宮崎市潮見町 20 番地１に置く。
２　本会は必要な地に支部を置く。

第２章　目的及び事業

（目　的）
第３条　本会は、会員の指導及び連絡に関する業務その他の業務として、公正かつ自由な宅地建物取引にかかる経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業及び一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業を行い、宅地建物取引に係る者の資質の向上及び消費者の保護を図ることを目的とする。

（事　業）
第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
⑴　宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）その他宅地建物取引に関する法令に関する情報及び宅地建物取引業者に関する情報の提供に関する事業
⑵　宅地建物取引業法その他宅地建物取引に関する法令及びこれらの実務の普及啓発及び研究に関する事業
⑶　宅地建物取引に関する相談所の設置及び運営による消費者保護に関する活動
⑷　宅地建物の流通市場の形成に関わる指定流通機構への協力及び不動産流通標準情報システムの運用に関する事業
⑸　宅地建物取引士の登録及び資質向上に関する事業
⑹　地域社会の行事への参加、地域緑化の推進、防災協定の締結その他地域社会に対する協力に関する事業
⑺　全国宅地建物取引業保証協会及び関係行政機関より委託された事業
⑻　宮崎県内の地方公共団体が委託する指定管理等の受託事業
⑼　宅地建物取引に関する出版物の刊行
⑽　宅地建物取引士資格試験及び不動産関連資格試験の実施に関する事業
⑾　IT に関する事業
⑿　その他本会の目的を達成するために必要な事業
２　本会の事業は宮崎県において実施する。

第３章　会　　員

（法人の構成員）
第５条　本会の会員は、次の会員をもって構成する。
⑴　正会員　宮崎県内に主たる事務所を有し宅建業法による免許を受けた宅地建物取引業者で、本会の目的に賛同して入会した者

⑵　準会員　①正会員が本県内に設置した従たる事務所の代表者で本会の目的に賛同して入会した者
②他の都道府県に本店を有する宅地建物取引業者が本県内に設置した従たる事務所の代表者であって本会の目的に賛同して入会した者
③正会員が雇用する専任の宅地建物取引士で、本会の目的に賛同して入会した者
⑶　特別会員　本会に功労のあった者又は学識経験者で、理事会の推薦に基づき総会の承認を得て本会に入会した者
2　前項の会員のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）
第６条　本会の正会員及び準会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号の一つに掲げる者がいる場合は、その申し込みを拒否するものとする。
⑴　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号（平成３年法律第 77 号）に規定する暴力団（以下、「暴力団」と言う。）、暴力団の構成員（以下、「暴力団員」と言う。）、暴力団員で無くなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他、これらに準ずる者。（以下、「暴力団員等」と言う。）
⑵　暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる場合。
⑶　暴力団員等を不当に利用していると認められる者。
⑷　暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者。
⑸　暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
⑹　宅地建物取引業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者。
2　理事会は、前項の承認をするときは、あらかじめ入会審査委員会の意見を聞かなければならない。
3　第１項及び第２項の承認については、速やかな事務処理のため別に定める執行部会に委任することができる。

（入会金）
第７条　正会員又は準会員になろうとする者は、本会の経費として、前条の承認を受けるとき、総会において別に定める額の入会金を納入しなければならない。

（会　費）
第８条　本会の会員は、本会の経費として、総会において定める会費を毎年納付しなければならない。

（会員の権利の一時停止）
第９条　会員が会費を６ヶ月以上滞納したときは、理事会の議決により、会員として有する権利を、会費を納入するまでの間停止することができる。

（任意退会）
第 10 条　会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除　名）
第 11 条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において総正会員の議決権の３分の２以上の議決により当該会員を除名することができる。この場合において会長が緊急を要すると認めたときは、総務財務委員会に諮問し、その答申を受け、理事会の承認を得て１年間に限って当該会員の会員として有する権利を停止することができる。
⑴　この定款その他の規則に違反したとき。
⑵　本会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
⑶　第６条第１項各号の一に該当する会員。
⑷　その他除名すべき正当な事由があるとき。
2　前項各号に該当した会員を除名しようとするときは、その会員に総会の１週間前までにその旨を

あらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
3　会員を除名したときは、会長は本人に理由を附してその旨を通知しなければならない。
4　この定款に定めるもののほか、総務財務委員会に関して必要な事項は、会長が総会の議決を経て別に定める。

(会員資格の喪失)
第 12 条　前２条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
⑴　第５条の規定に該当しないこととなったとき。
⑵　第８条の規定による会費の支払い義務を１年以上履行しなかったとき。
⑶　当該会員が死亡し、又は解散したとき。
2　前項第２号に該当し、資格喪失した者がその資格喪失した日の翌日から１ヶ月以内に未納会費全額を納入したときは、理事会の承認を得て会員の資格を回復することができる。

(拠出金品の不返還)
第 13 条　退会し、又は除名された会員が既に納入した会費及び入会金その他の拠出金品は、返還しない。

第４章　総　　会

(構　成)
第 14 条　総会は、本会の正会員をもって構成する。
2　正会員とは個人においては代表者、法人においては代表権を登記した者がその法人の代表として会員になっている場合を言う。
3　前項に定めた正会員以外の者の総会への出席は認めない。
4　第１項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権　限)
第 15 条　総会は、次の事項について議決する。
⑴　会員の除名
⑵　理事及び監事の選任又は解任
⑶　理事及び監事の報酬等の額
⑷　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
⑸　定款の変更
⑹　解散及び残余財産の処分
⑺　その他総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開　催)
第 16 条　総会は、定時総会として毎年度５月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招　集)
第 17 条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき会長が招集する。
2　総正会員の議決権５分の１以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
3　総会の招集は、構成員に対し、総会の目的である事項並びに日時及び場所を記載した書面により、開会の日の５日前までに通知を発しなければならない。

(議　長)
第 18 条　総会の議長は、当該総会において会長若しくは会長の指名する出席正会員の中から選出する。

2　総会の議長は、当該総会の秩序を維持し、議事を進行し整理する。
3　総会の議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(議決権)
第 19 条　総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(成立及び議決)
第 20 条　総会は、開催年の 3 月 31 日現在で本会に在籍する総正会員の過半数の出席で成立し、議決は出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
2　前項の過半数には委任状による代理出席を含むものとする。
3　前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
⑴　会員の除名
⑵　理事及び監事の解任
⑶　定款の変更
⑷　解散
⑸　その他法令で定められた事項

(委任表決)
第 21 条　やむを得ない事由のため、総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、他の構成員を代理人として、表決を委任することができる。この場合、委任が出来るのは構成員から構成員宛に限る。
2　前項の場合、前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)
第 22 条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　前項の議事録には、議長及び出席正会員のうちから、当該総会において選出された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。

第 5 章　役　　員

(役員の設置)
第 23 条　本会に、次の役員を置く。
⑴　理事　18 名以上 30 名以内
⑵　監事　5 名以内
2　理事のうち 1 名を会長とし、5 名以内を副会長、1 名を専務理事とする。ただし、必要に応じて常務理事 1 名をおくことができる。
3　前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事を法人法に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)
第 24 条　理事及び監事は、宮崎県内に主たる事務所を置く正会員の中から総会において選任する。
2　前項の規定にかかわらず、総会において理事 1 名及び監事 1 名を正会員に所属しない者より選任することができる。
　また、理事及び監事が欠けた場合に備えて、補欠を選任することができる。
3　会長は、理事の中から理事会の決議により選定する。
4　副会長は、理事の中から別に定める方法により選出し、理事会の決議により選定する。
5　専務理事及び常務理事は、理事の中から理事会の決議により選定する。
6　理事及び監事は相互に兼ねることができない。
7　監事は別に定める方法により選出する。

(理事の職務及び権限)
第 25 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2　会長は、法人法及び定款で定めるところにより代表理事として本会の一切の業務を執行する。
3　副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
4　専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。
5　常務理事は、会長、副会長、専務理事を補佐し、この法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)
第 26 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
3　監事は、その他法令で定めた職務を行い、権限を行使する。

(役員の任期)
第 27 条　理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
2　監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
3　理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新に選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)
第 28 条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員は総会において社員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。
⑴　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
⑵　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
2　前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役職の解任)
第 29 条　前条の規定は、役職の解任について準用する。この場合において、「総会」とあるのは「理事会」と、「社員総数」とあるのは「理事総数」と読み替えるものとする。

(名誉会長、顧問及び参与)
第 30 条　本会に名誉会長、顧問及び参与等若干名を置くことができる。
2　名誉会長、顧問及び参与は理事会の推薦により会長が委嘱する。
3　名誉会長、顧問及び参与は重要な事項について、会長の諮問に応ずる。
4　名誉会長、顧問及び参与の委嘱期間は、これを委嘱した会長の任期に従う。
5　前項に定めのあるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を得て会長が定める。

(報酬等)
第 31 条　役員のうち、会長、副会長、専務理事及び常務理事については、総会において別に定める範囲内で、報酬等を支給することができる。

(損害賠償責任の軽減)
第 32 条　本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、その任務を怠ったことによる役員の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の議決によって、賠償責任額から法人法第 113 条第 1 項第 2 号に掲げる額（以下「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を

限度として、免除することができる。
2　本会は、法人法第 115 条第 1 項の規定により、その任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、外部役員との間で損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第６章　理事会

（構　成）
第 33 条　本会に理事会を置く。
2　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権　限）
第 34 条　理事会は、次の職務を行う。
⑴　本会の業務執行の決定
⑵　理事の職務の執行の監督
⑶　会長、副会長及び専務理事及び常務理事の選定及び解職

（招　集）
第 35 条　理事会は、会長が招集する。
2　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が理事会を招集する。
3　理事会を招集するときは、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示して、開会日の５日以前に各理事及び監事に対し電磁的方法により通知を発しなければならない。
4　理事会は原則として２ヶ月に一度開催し、会長が必要と認めた場合は臨時に開催する。

（議　長）
第 36 条　理事会の議長は、会長若しくは会長の指名する者とする。

（議　決）
第 37 条　理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、監事については、議決権を有しないものとする。
2　前項の規定にかかわらず、理事が理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、議決権を有する理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

（議事録）
第 38 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　議事録の作成者は事務局とする。
3　前項の議事録には、議長及び出席業務執行理事全員及び出席監事が記名押印し法の指定する期間保存する。

第７章　委　員　会

（委員会）
第 39 条　本会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。
2　委員会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第８章　資産及び会計

(資産の構成)
第 40 条　本会の資産は、次の各号をもって構成する。
⑴　財産目録に記載された財産
⑵　入会金及び会費
⑶　寄附金品
⑷　事業に伴う収入
⑸　資産から生ずる収入
⑹　その他の収入

(資産の管理)
第 41 条　本会の資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決により会長が別に定める。

(経費の支弁)
第 42 条　本会の経費は資産をもって支弁する。

(事業年度)
第 43 条　本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)
第 44 条　本会の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、直近の理事会の決議を経て、定時総会に報告する。これを変更する場合も同様とする。
2　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)
第 45 条　本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理時会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。
⑴　事業報告
⑵　事業報告の付属明細書
⑶　貸借対照表
⑷　損益計算書（正味財産増減計算書）
⑸　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
⑹　財産目録
2　前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
⑴　監査報告
⑵　理事及び監事の名簿
⑶　理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
⑷　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金)
第 46 条　本会は剰余金の分配を行うことができない。

第９章　解　　散

（解散及び残余財産の処分）
第 47 条　本会は、総会の議決その他法令で定められた事由により解散する。
2　本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章　公告の方法

（公告の方法）
第 48 条　本会の公告は、電子公告により行う。
2　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、宮崎県内において発行する宮崎日日新聞に掲載する方法による。

第 11 章　事　務　局

（事務局）
第 49 条　本会に、本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3　事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
4　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

第 12 章　支　　部

（支部役員及び運営）
第 50 条　支部に支部長その他役員等を置く。
2　支部役員の選任その他支部の運営に関し、理事会の承認を得て会長が別に定める。

第 13 章　補　　則

（施行規則）
第 51 条　この定款の施行について必要な規則及び諸規程等は、理事会の議決を経て別に会長が定める。

附　　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 43 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3　第 24 条の規定にかかわらず、本会の最初の会長は前村幸夫とする。
4　この定款は、平成 25 年 5 月 28 日に改正し、即日よりこれを施行する。
5　この定款は、平成 27 年 5 月 26 日に一部改正し、即日よりこれを施行する。
6　この定款は、平成 28 年 5 月 24 日に一部改正し、即日よりこれを施行する。
7　この定款は、平成 29 年 5 月 24 日に一部改正し、即日よりこれを施行する。
8　この定款は、平成 30 年 5 月 24 日に一部改正し、即日よりこれを施行する。
9　この定款は、令和元年 5 月 23 日に一部改正し、即日よりこれを実施する。
10　この定款は、令和 2 年 5 月 28 日に一部改正し、即日よりこれを実施する。